

介護事業運営の適正化に関する意見

平成 20 年 2 月 6 日
社会保障審議会介護保険部会

1 はじめに

- 介護保険制度は、高齢者が要介護状態になっても、尊厳をもって、自立した生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会的に支える仕組みとして創設されたものであり、介護保険法は平成9年12月に成立し、平成12年4月から全面施行された。施行後、サービスの利用量やサービスを提供する事業者数は大幅に増加するなど、国民の老後生活における介護の不安に応える「基礎的な社会システム」として定着するに至っている。
- しかしながら、要介護認定者数や介護サービス受給者数の大きな伸びに伴う、サービスの利用量や介護費用の増大などの諸課題に対応するとともに、介護保険制度を将来にわたって持続可能なものとするためには、不断の改革に取り組んでいくことが必要である。このため、制度施行後5年の見直しに際し、本部会において様々な課題への対応策について審議を重ね、平成16年7月30日に「介護保険制度の見直しに関する意見」をとりまとめたところであり、これに沿って平成17年には介護保険法の一部改正（以下「平成17年改正」という。）が行われたところである。
- 平成17年改正は、平成18年4月以降本格施行されており、今日まで、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本とし、制度の「持続可能性」を高めるために、介護予防の推進、地域ケアの推進、サービスの質の確保・向上などの多様な取り組みが、関係者の協力により進められてきている。
- 改正後の課題については、今後、当部会を始め各方面で検証と評価が行われる必要があるが、昨年発生した介護サービス事業者の不正事案から見受けられる事業規制の運用上の課題については、早急な対応が必要と考えられる。

2 介護サービス事業運営の適正化について

- 介護保険制度創設に当たって、サービスの供給量を確保するため、民間活力を活用することとし、様々な事業主体の参入を認めるとともに、利用者の適切な選択と事業者間の競争によりサービスの質を確保する仕組みを導入した。
- この結果、多数の介護サービス事業者が介護保険制度上の事業者として参入した。しかし、介護保険制度創設時の仕組みでは、サービスの質の確保や実効ある事後規制の整備が、必ずしも十分であるとは言い難いという指摘があった。

このため、平成17年改正においては、悪質な事業者を排除し、介護サービスの質の確保・向上を図る観点から、一事業所の指定取消が他の事業所の指定・更新の拒否につながる仕組みの導入、指定欠格事由の追加、指定更新制の導入等事業規制の見直しが行われたところである。
- 平成17年改正後、複数の事業所で不正な手段による指定申請を組織的に行っていた事実が明らかとなった介護サービス事業者が、介護保険制度上の事業者から撤退し、この事案を通じて、不正事案の再発防止及び介護事業の適切な運営のために更なる措置が求められることとなった。
- このため、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」（座長：遠藤久夫 学習院大学経済学部教授）が設けられ、①広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方、②指定事業者の法令遵守徹底のために必要な措置、③事業廃止時における利用者へのサービスの確保のために必要な措置を中心に論点が整理され、平成19年12月3日に別添の「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」（以下「報告書」という。）がとりまとめられたところである。
- 本部会では、事業規制の現状について把握した上で、報告書を基に介護事業運営の適正化に関して、昨年12月以来3回（第22回～第24回）にわたり審議を行ってきたが、報告書には不正事案の再発防止及び介護事業の適切な運営のために必要な措置等が総括的にとりまとめられており、

本部会としては、この報告書の方角に沿って今後の制度の見直しを進めるべきものとする。

○ なお、制度の見直しに当たっては、以下の意見について留意の上、進められたい。

- ・ 事業規制の見直しに当たっては、多様な主体の参入を排除することなく、かつ、不正を行いにくい仕組みに修正することとし、あわせてこれを国民に周知することが必要であること。
- ・ 事業者における法令遵守等については、行政による指導だけではなく、事業者団体による研修等、事業者の自主的な取組を推進する必要があること。
- ・ 事業者の本社・本部等への立入調査等については、国、都道府県及び市町村で十分な情報共有・連携を図ることが必要であること。その際、保険者機能の強化、地方分権の観点も踏まえつつ、機動的で効果的な指導監督体制を検討すること。
- ・ 自治体が実施する指導等については、きめ細かく機動的な対応を行うとともに、指導内容について過度なばらつきが生じないよう標準化に向けた措置を講じること。
- ・ 事業所の指定取消があった場合に、新規指定・更新を拒否できる制度は維持した上で、各自治体が事業者の不正行為への組織的な関与の程度などを十分に踏まえ、一定の判断基準に基づいて指定・更新ができるようにすること。
- ・ 事業廃止時には、利用者のサービスの継続確保や適切なケアマネジメントの実施により利用者の不安解消に努めるとともに、従業員の雇用確保について配慮を行うこと。
- ・ 不正行為を行った事業者から、保険者が介護報酬の返還金及び加算

金を確実に徴収する仕組みを設けること。

3 おわりに

- 介護サービス事業者の不正事案を受けて、改善できる点については早急に制度改正を行うべきであり、厚生労働省において、速やかに法整備を進められることを期待したい。
- また、本部会の議論においては、介護事業運営の適正化のみならず、介護労働者の労働条件・労働環境、介護報酬、介護サービス情報公表制度及びケアマネジメントの充実など介護保険制度における様々な課題も指摘されたところである。今後、本部会において、介護保険制度全体の在り方について幅広い見地から検討を行っていくこととしたい。

